

○ 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第3 事業の内容</p> <p>事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象要件</p> <p>次の（1）又は（2）に該当する者であって、T P P等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画（以下「経営展開計画」という。）について別記様式第1号を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる者</p> <p><u>加えて、上記の対象要件を満たす者が、農業保険法（昭和22年法律第185号）第3章第1節第6款に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第1の2号。以下「交付要件確認表」という。）により確認ができた者であること。</u></p> <p><u>（1）実質化された人・農地プラン等（農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。以下「実質化プラン」と総称する。）において、地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）</u> （削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象要件</p> <p>次の（1）又は（2）に該当する者であって、T P P等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画（以下「経営展開計画」という。）について別記様式第1号を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる者</p> <p>（1）次に掲げる人・農地プラン等（以下「実質化プラン」と総称する。）において地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）</p> <p><u>ア 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の規定により実質化された人・農地プラン</u></p> <p><u>イ 同実施要綱第4の5の規定により、市町村が公表した人・農地プランの実質化に向けた工程表</u></p>

(削る)

(2) (略)

3 実質負担利率の軽減幅

(1) ~ (5)

(6) 令和2年度以降の交付決定分の利子助成金の交付事業
貸付金利水準が0%となるまでの幅(ただし、2%を上限)
とし、利子助成要綱別表第21の1の表中資金の種類のうち、(1)が含まれる欄の項の実質負担利率の軽減幅の欄に掲げる実質負担利率の軽減幅

4・5 (略)

6 利子助成対象の確認
 本措置の対象となる上記2の要件の確認は、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)が融資審査において、経営展開計画及び交付要件確認表により行うものとする。

第4 利子助成金の交付手続

1 利子助成金の交付を希望する者(以下「交付希望者」という。)は、公庫に対して、借入申込を行うに際し、経営展開計画、交付要件確認表及び交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。

2 公庫は、貸付けの決定後速やかに、事業実施主体に対し、1の委任状に基づき交付希望者に代わって、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付申請書、第3の6で要件確認した経営展開計画及び交付要件確認表の写し並びに貸付けの決定の内容を記載した書類を提出するものとする。
 事業実施主体は、利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、その旨を交付規程の定めるところにより交付希望者に通知するとともに、その内容を公庫に通知するものとする。

3・4 (略)

別記様式 第1号(第3の2関係)

経営展開計画(兼取組確認表)

ウ 農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの

(2) (略)

3 実質負担利率の軽減幅

(1) ~ (5)

(新設)

4・5 (略)

6 利子助成対象の確認
 本措置の対象となる上記2の要件の確認は、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)が融資審査において、経営展開計画により行うものとする。

第4 利子助成金の交付手続

1 利子助成金の交付を希望する者(以下「交付希望者」という。)は、公庫に対して、借入申込を行うに際し、経営展開計画及び交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。

2 公庫は、貸付けの決定後速やかに、事業実施主体に対し、1の委任状に基づき交付希望者に代わって、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付申請書、第3の6で要件確認した経営展開計画の写し及び貸付けの決定の内容を記載した書類を提出するものとする。
 事業実施主体は、利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、その旨を交付規程の定めるところにより交付希望者に通知するとともに、その内容を公庫に通知するものとする。

3・4 (略)

別記様式 第1号(第3の2関係)

経営展開計画(兼取組確認表)

株式会社日本政策金融公庫 支店御中
沖縄振興開発金融公庫 支店御中

年 月 日

住所
氏名

該当する項目にチェック

- 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体
 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

(略)
(削る)

株式会社日本政策金融公庫 支店御中
沖縄振興開発金融公庫 支店御中

年 月 日

住所
氏名

該当する項目にチェック

- 人・農地プラン等(※)の中心となる経営体
 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

(略)

※ 「人・農地プラン等」には、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について（平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知）による改正前の人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱第2に定める人・農地プランを含む。

(記入例)

経営展開計画（兼取組確認表）

株式会社日本政策金融公庫 支店御中
沖縄振興開発金融公庫 支店御中

年 月 日

住所
氏名

該当する項目にチェック

- 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体
 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

(略)
(削る)

(記入例)

経営展開計画（兼取組確認表）

株式会社日本政策金融公庫 支店御中
沖縄振興開発金融公庫 支店御中

年 月 日

住所
氏名

該当する項目にチェック

- 人・農地プラン等(※)の中心となる経営体
 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

(略)

※ 「人・農地プラン等」には、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について（平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知）による改正前の人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱第2に定める人・農地プランを含む。

別記様式 第1の2号 (第3の2関係)

(新設)

園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表
(担い手経営発展支援金融対策事業)

株式会社日本政策金融公庫 支店御中

沖縄振興開発金融公庫 支店御中

年 月 日

住所

氏名

担い手経営発展支援金融対策事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり園芸施設の取得等に関する事項を提出いたします。

記

以下のいずれかで該当するものにチェック

今回、借入申込みを行う内容に園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス（※1）。以下同じ。）の取得が含まれており、当該園芸施設に関して、自然災害に備えた園芸施設共済等（※2）に加入する予定です。

※1 農業用ハウス（類型）

ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

※2 農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

今回、借入申込みを行う内容に園芸施設の取得は含まれません。

附 則 （令和2年3月30日付け元経営第3160号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。